

# 諸外国における外国人との共生に係る制度等 国別概要書（ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリア、韓国）

項目	ドイツの概要	フランスの概要	カナダの概要	オーストラリアの概要	韓国の概要
<p><b>1. 外国人の定義</b></p>	<p>「外国人」とは基本法第1条116項に基づき、ドイツ国籍を持たずドイツに居住する者と定義される。連邦移民難民庁は「移民」を「その主たる生活の地を国際的に変えた者」と定義している。ドイツでは外国人であることと、インテグレーション政策の対象者が一致しないケースが多くある。本項では出典の資料・文献に忠実に外国人と移民とを区別している。</p>	<p>フランス国立統計経済研究所（INSEE）では、「外国人」を「フランス居住者のうち、フランス国籍を持たない者」と定義している。この中には外国籍のみの保有者と無国籍者とが含まれる。 フランスにおいては、日本における「外国人の受入れ及び外国人との共生」と同様の議論では、上記の「外国人」という国籍をベースとした区分と並び、「移民」という概念も用いられる。INSEEの定義では、「移民」は、「外国において外国人として生まれ、フランスに居住している者」とされる。すなわち、この定義による「移民」は、「外国人」の定義には含まれない、「外国において外国人として生まれたが、現在はフランス国籍を取得している者」を包含するカテゴリーとなっている。</p>	<p>カナダでは、「外国人 (alien)」という用語は連邦法で用いられず、これに相当するのは「外国籍の者 (foreign national)」。「移民・難民保護法はこれを「無国籍者を含め、カナダ国民でない、又は永住者でない者」と定義している。入国後、永住者の地位を獲得する移民・難民は外国人とはされていない。 1 外国籍の者 旅行者、海外留学生、一時的な就労者、無国籍者 2 永住者 移民、難民・保護対象者 (本調査では、「外国籍の者」ではないが、カナダの市民権を得るには至っていない、移民、難民・保護対象者を外国人と定義し、焦点をあてた。)</p>	<p>オーストラリアにおいて、「外国人」とは、オーストラリアの市民権を持つ者、あるいは永住者を除く者を指す。 一方、「移民」は海外で出生し、オーストラリアに定住している者（12か月以上住んでいるか、住む予定のある者）と定義されている。</p>	<p>在韓外国人：大韓民国の国籍を有しない者であって大韓民国に居住する目的をもって合法的に滞在している者（結婚移民者とその子ども、永住者、難民、専門外国人材、過去大韓民国国籍を保有していた者又はその直系卑属）：在韓外国人処遇基本法、第2条による定義</p>
<p><b>2. 外国人受入れの政府の基本方針</b></p>	<p>2020年の技能者に関する移民法 (Fachkräfteeinwanderungsgesetz) 技能を持つ移民者については積極的に受け入れる体制を整備。 難民者、亡命者については「安全な出身国」の拡大により入国を厳しくする方向に動いている。 一般的に国家による迫害の恐れがなく、各国が非国家的迫害から原則として保護できると仮定できる国を「安全な出身国」と定義している。安全な出身国からの亡命・難民申請は、通常の推定から逸脱して、出身国での迫害の危険があることを証明する事実又は証拠を提示する必要がある。 2015年の「亡命手続迅速化法」の導入により、在留見込みのない者、つまり安全国からの入国者は速やかに送還に移し、在留見込みがある者は既に手続きの段階からインテグレーション過程に進めるなどの優遇をし、在留手続きを迅速化している。 難民・亡命者の受入れ、さらにインテグレーションのプロセスについては連邦移民難民庁が管轄省庁となる。</p>	<p>1974年の労働移民受入れ一時停止決定以降、外国人の入国及び滞在に関する政府の方針は、今日まで、1) 正規移民の入国・滞在管理、2) 非正規移民の流入・滞在防止、3) 難民受入れ堅持を三つの柱としている。 近年の傾向としては、正規移民について、フランス経済の需要に応じた労働移民や高度人材の受入れ促進という「選択的移民受入れ」方針の採用が挙げられる。</p>	<p>少子高齢化による人口減少と労働者数の減少を補うため、年間総人口比1%程度の移民・難民を受け入れること。 移民、難民・保護対象者を全て、永住者（カナダ国民）として受け入れること。 1 経済移民（約6割） 技能移民 州指定移民 2 家族移民（約2割） 家族移民の呼び寄せ家族 3 難民・保護対象者（約1割） UNHCR等の国際機関との協議、保護申請者や亡命者の受け入れ  受入れの「レベル計画」は、最終的に連邦が、労働市場の状況、州の要望、企業、雇い主などのステークホルダーの意見、受入れに対する世論等を勘案して策定する。</p>	<p>移民の受入れ方針は政府の優先事項、経済状況、政治的配慮に基づき時代によって変化してきたが、1996年以降、移民の受入れは国の経済成長と密接な関わりがあると、積極的に進められてきた。 現在では、高い技術を持ち、オーストラリアの人々の雇用を奪うことなく、さらに地方や成長率の低い都市部の発展を支える人材の確保を目的としている。 こうした基本理念に基づき、毎年19万人前後の受入れを計画し、計画の人数内で受入れを行っている。 移民の受入れ人数は予算策定プロセスと並行して行われる。内務省が州政府や特別地域の政府、学界や業界団体等から広く意見を聞き、経済及び労働市場の予測、国際的な研究や純海外移民等を勘案して計画を作成する。</p>	<p>韓国を資本と技術を保有した世界の人材が集まる国として育成するための「国家戦略」として外国人政策を推進。外国人政策は将来我が社会の人的構成を決定する政策として社会波及効果が広範囲に渡るため「中長期的・総合的観点」から推進すること。（第1次外国人政策基本計画（2008～2012年）</p>
<p><b>3. 滞在資格（ビザ・永住権・市民権等）</b></p>	<p>特定の目的で在留を認める「在留許可」、更新期限のない「永住権」、さらにドイツ国籍を取得する「市民権」とがある。永住権を得るには最低でも5年間の在留許可を持ち、さらに過去60ヶ月間年金支払いを続けている、十分なドイツ語能力があり、十分な収入があることなどが条件となる。ドイツ国籍を取得する「市民権」では、最低でも8年間ドイツに居住し、既に永住権を取得しており、十分な収入があり、ドイツに関するテストに合格し、過去に犯罪歴がなく、ドイツ基本法を理解していることなどが条件となる。 外国人局は、難民申請を出していない外国人に対して、在留法にある各居住目的（例えば就学、就労、その配偶者など）に応じた在留許可証の発給・拒否、定住許可証の発給の決定、追放・退去の決定及び必要に応じてその実行を行う。また、亡命手続を終えた在留者への在留許可証の発行も行う。</p>	<p>外国人の滞在資格は「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典」(CESEDA) で規定されている。具体的には、外国人の入国及び滞在は、査証及び滞在許可証の制度によって管理されている。 査証は、フランスに入国を希望する外国人に対し審査の上発行されるもので、主に90日未満の滞在用である短期滞在査証及び90日以上滞在用である長期滞在査証に分かれる。 滞在許可証は、一部の長期滞在査証保持者を除いた3か月以上の滞在者に取得が義務づけられるもので、滞在目的等により「私生活と家族」、「従業員」、「商業・工業・手工業活動」、「ピジター」、「学生」といった複数の種類に分かれている。また、有効期間が1年から4年の一時滞在許可証と、有効期間が10年の長期滞在許可証が存在する。「選択的移民受入れ」の方針に伴い、近年は、高度人材を対象とした「才能パスポート」という滞在許可証のカテゴリーが新設されている。</p>	<p>移民、難民・保護対象者には全て、永住権が与えられる。  参考：外国籍の者 旅行者 ツーリストビザ 海外留学生 学生ビザ 一時的な就労者 一時就労ビザ 無国籍者 なし</p>	<p>移民プログラムには、技術移住、家族移住、特別移民、子ども4つの種別がある。 近年では移民全体の約70パーセントが技術移住であり、経済の生産性を上げ、労働市場で不足している技術を補う目的でビザが与えられている。 永住ビザのほかには、学生ビザとビジネスビザが存在する。いずれもそれぞれ一定の英語要件を満たす必要がある。 上記による移民のほか、オーストラリア政府は特別人道支援ビザによる入国者の受入れも行っている。 市民権を取得するには、永住権を保持し、居住条件、犯罪歴等の要件を満たしたうえで、面接や市民権テストに合格する必要がある。</p>	<p>出入管理法第10条の規定によると、滞在資格は、 1) 一般在留資格（本法により大韓民国に滞在できる期間が制限されている滞在資格）。 2) 永住資格（大韓民国に永住できる滞在資格）に分かれている。</p>
<p><b>4. 共生社会の基本方針（国、州、自治体、他）</b></p>	<p>2016年に政府が州との共通コンセプトとして発表した基本方針が基本となっている。「社会的インテグレーション、権利と義務、献身」、「職業訓練と労働市場」、「教育、学校、高等教育機関」「住宅と近隣環境」の4つの分野において28の施策を打ち出した。 主な施策として「社会的インテグレーション」ではインテグレーション法を整備し、インテグレーションコースの設置と受講の義務化する方針を打ち出した。「職業訓練と労働市場」では移民が母国で取得している資格をドイツでも積極的に認可し、労働市場への参加を強化することを発表した。「教育」では託児所や児童の前日預かり施設を増やすことを決めた。また文化的な背景からインテグレーションが難しいとされ、ドイツ人との確執を生みやすいとされるイスラム圏からの移民について、異文化理解を深める政策を打ち出した。さらに「住宅」では移民向け住居、社会住宅の拡充を打ち出した。</p>	<p>フランスにおいては、「共生」よりも「統合」の語が多く用いられる。 フランスの移民政策における「統合」は、フランスに生きる移民がフランス国民社会の一員となり、共通の権利及び義務を分かち持つ平等な同社会のメンバーとして社会作りに参加するに至るプロセスとして定義されてきた。今日の政策の土台にも、このような「共和国的統合」等と呼ばれるフランス式の統合理念が存在している。 上記のような統合理念は、1) 外国人やその子のフランス国籍取得を促す開放的な国籍法、2) 社会のメンバーの平等を保つための差別との闘いへの取組とも呼応している。 他方、統合、とりわけ社会的な適応及び自立を促進するための具体的な措置は、2000年代以降開始された新規移民（渡仏5年以内）向けの「共和国統合契約」（旧「受入れ統合契約」）プログラムを中心とした「共和国統合の個人的行程」に限られており、滞在が長期の移民については、移民向けの措置を別個に設けるのではなく、一般向けの福祉や教育施策内での問題解決を図るという方針がとられている。</p>	<p>カナダ多文化法「あらゆる出自を持つ個人やコミュニティをカナダ社会に完全かつ公平に参加することを促進する」と、移民・難民保護法「統合にはニューカマーとカナダ社会の相互に義務が伴うことを認識しつつ、永住者のカナダへの統合を成功させること」を根拠に、ニューカマーがカナダ社会に統合するために必要な以下の5分野の定住支援を、連邦、州、自治体、支援団体が支援ネットワークを形成して多層的に実施している。 1 生活支援（情報提供、支援計画作成、困りごと相談、通訳・翻訳等） 2 言語支援 3 就労支援 4 地域とのつながり支援 5 調査研究や政策・プログラム開発  連邦の役割：初期導入サービス、初級の言語教育、ある程度の就労支援と、難民の支援全般（医療費負担、所得支援、住宅支援なども含む）  州の役割：経済・家族移民に対する連邦の役割以外の全ての定住支援（初級以上の言語教育、就労、法律相談、医療保健、住宅、コミュニティ活動、育児、交通、教育分野など）  自治体の役割：連邦、州の定住支援プログラムを下支えする。連邦の助成する大都市自治体に関しては、連邦とのLocal Immigration Partnership合意のもと、独自の定住プログラムを実施する、地域で行われる定住プログラム間の連携をはかるなどの役割がある。  NGO及び支援団体：連邦、州、自治体の大半の定住プログラムを助成を受けて実際に運営するのは、NGO及び、支援団体である。このほか、大学等の教育機関、企業、商工会議所も協力する。</p>	<p>オーストラリアはかつて「白豪主義」を掲げていたが、現在は「人種の尊重」への誓約を公式に確認し、多文化主義政策をとっている。かつては、同化と統合を目指す政策を行っていたが、現在では多様な文化的背景を持つ人々を受け入れつつ、調和を目指した政策を行っている。 各州においても国の掲げる多文化主義政策を支持し、コミュニティの調和、社会的結束を促進する取り組みを行っている。 各自治体においても多文化主義を進めるイベントを開催する等、数多くの取り組みを行っている。</p>	<p>第3次多文化家族政策基本計画(2018-2022)は、「参加と共存の開かれた多文化社会」をビジョンとして掲げている。 目標としては、 1) 全てが尊重できる差別のない多文化社会実現、 2) 多文化家族の社会・経済的参与の拡大、 3) 多文化家族における子どもたちの健康的な成長を図る、この3点をしている。</p>

## 諸外国における外国人との共生に係る制度等 国別概要書 (ドイツ, フランス, カナダ, オーストラリア, 韓国)

項目		ドイツの概要	フランスの概要	カナダの概要	オーストラリアの概要	韓国の概要
5. 外国人に対する当該国の言語を教育する制度	外国人が言語教育を受けるに当たっての公的制度の有無	有	有	有	有	有
	外国人への言語教育制度を実施するための法的根拠の有無	有	有	有 ※「カナダ多文化法」「移民・難民保護法」	有 ※1971年移民(教育)法(Immigration (Education)Act 1971)	有 ※「在韓外国人処遇基本法」,「多文化家族支援法」の法律で定めている。
	外国人への言語教育制度の経費負担者及び利用者負担の有無	有	無 ※利用者負担無し。経費負担者は国家。	無 ※税金で賄われる。	無 ※経費負担者:内務省	無 経費は国(女性家族部,法務部,雇用労働部,教育科学技術部)と自治体が負担。利用者負担は無し。
	言語学習における言語能力の到達目標の設定の有無	有	有	無	有	無
	入国・在留の要件としての言語学習の義務付けの有無	有	有	無	無	有 ※「雇用許可制度」で入国する場合には,韓国語能力試験(EPS-TOPIK)の合格を前提とする。
	言語教育の講師になるための認定制度	インテグレーションコース講師の要件がインテグレーションコース実施令第15条の中で示されている。 基本的にはインテグレーションコースでドイツ語を教える講師は高等教育機関にて「外国語としてのドイツ語」又は「第二言語としてのドイツ語」の学位を取得している必要がある。 これらの資格がない場合は,連邦移民難民庁が指定する補足資格を取得する場合にのみ,講師に就くことができる。	フランス語講師職は免許制ではなく,保持が活動の条件となる資格等は存在しない。 ただし,大学および言語教育機関では,フランス語以外の言語を母語とする人々向けのフランス語教育に関する「外国語としてのフランス語」というコースが存在しており,学位や認定を取得することができる。	一般的には,英語はTESL(第二言語としての英語教師),仏語はTFL(同仏語教師)の資格取得が必要とされ,専攻を問わず,大学か,専門学校で100時間以上のTESL/TEFLのコース授業を受講し,20時間以上の実習経験が求められる。 州によっては,独自に第二言語教師の認定制度を設けている場合があり,その場合は州の要件や制度が優先する。	3年間のオーストラリア国内の学士号に加え,第二言語としての英語教授法における大学院の学位が必要となる。	有 ※「韓国語教員資格」があり,3級,2級,1級の三つの等級がある。
	概要	インテグレーションコースの設置。語学と歴史・文化・政治を学ぶ機会を設置。(在留法第43条) 職業語学コースの設置。インテグレーションコース終了後に受講できる。(在留法第45a条) インテグレーション法による受講義務。600単位(一単位=45分)のドイツ語と100単位のオリエンテーションコース(歴史・文化・政治)を受講する。 連邦移民難民庁とコース受講者が50.0%ずつ折半して負担する。コース1時間当たり,連邦移民難民庁が2.20ユーロを,受講者が2.20ユーロを負担する。 職業語学コースの受講は基本的に無料である。ただし受講者が就労しており課税対象となる年収が20,000ユーロを超える場合,あるいは世帯収入で40,000ユーロを超える場合は1授業単位あたり2.32ユーロの費用負担(コスト全体の50.0%に相当する)が発生する。 インテグレーションコースの語学では試験「移民のためのドイツ語テスト」で,欧州共通の言語評価ガイドラインである「ヨーロッパ言語共通参照枠(Common European Framework of Reference for Languages(CEFR))」のB1レベルに合格する必要がある。職業語学コースではB2以上が求められる。	新規移民であるニューカマー外国人のうち,2003年導入の統合促進プログラム「受入れ統合契約」及びその後継プログラムである2016年開始の「共和国統合契約」の契約者に対しては,フランス語の研修が国により無償で提供されている。 同制度の法的根拠はC E S E D A(「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典」)である。 共和国統合契約では,契約を結んだ外国人のうち,フランス語能力がヨーロッパ言語共通参照枠A1レベル以下の契約者に受講が義務づけられている。A1レベル到達を目標に,100時間,200時間,400時間,600時間という4種類の時間数のコースが提供されている。また,A1レベル以上でも,更にレベルを上げるための任意プログラムが受講できる場合もある。 共和国統合契約で言語研修の受講が義務づけられた契約者については,同研修の真摯な受講が,滞在許可証初回更新時における複数年有効の滞在許可証交付の条件の一つと定められている。また,なんらかの言語研修受講は義務づけられてはいないものの,長期滞在許可証(10年間有効)および国籍取得に関しては,一定のフランス語能力保持が条件となっている。	成人のニューカマーを対象とした言語教育システムがあるが,受講は義務ではない。 連邦が初級の言語教育を無料で提供 初級以上の言語教育は,各州が無料で提供 職業に特化した英語については,各州が必要に応じ,無料で提供 受講時間や実施方法に特に決まりはなく,多数の支援団体がニューカマーの事情に柔軟に対応している。	連邦政府は,移民,及び人道的入国者に対し,無料英語サービス(成人向け移民英語プログラム-AMEP)を提供している。義務ではないが,職業レベルの英語に達するまで無制限でコースを受けることができる。	以下のとおり,4省庁が,事業の重複を避けながら,各政策対象に対して教育事業を実施している。 「女性家族部」 対象:女性結婚移民者,多文化家族,就業前の子ども 内容:韓国語集合教育と訪問教育 子ども向け言語発達教育 「法務部」 対象:女性結婚移民者,帰化希望者 内容:国籍取得のための社会統合プログラムの運営 「雇用労働部」 対象:外国人労働者 内容:韓国語教育支援 就職前の現地の韓国語教育 「教育科学技術部」 対象:多文化家族,就学児 内容:韓国語コースの導入・運営 多文化家庭学生の韓国語・基礎学力指導

## 諸外国における外国人との共生に係る制度等 国別概要書（ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリア、韓国）

項目		ドイツの概要	フランスの概要	カナダの概要	オーストラリアの概要	韓国の概要	
6. 外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育（生活オリエンテーション）	外国人が生活オリエンテーションを受講するに当たっての公的制度の有無	有	有	有	有	有 ※法務部の社会統合政策として、長期に留する外国人が、入国初期段階で安定的に定着できるように、該当外国人の使用言語で大韓民国の基礎法・制度、社会適応情報などを提供するプログラムとして、早期適応プログラムがある。	
	生活オリエンテーションを実施するための法的根拠の有無	有	有	有 ※「カナダ多文化法」「移民・難民保護法」	無	有 ※「多文化家族支援法」「出入国管理法」この二つの法律で定めている。	
	制度の経費負担者及び利用者負担の有無	有	無 ※利用者負担無し。経費負担者は国家。	無 ※税金で賄われる。	無	※経費負担者：内務省	無 ※経費は国が負担、利用者負担無し。
	運営主体及び運営主体に指定されるための認定制度の有無	有	無 ※研修実施機関は、制度担当機関であるフランス移民統合局の選定による。	有	有	無	
	概要	語学コースと共にインテグレーションコースを構成する、オリエンテーションコースの受講義務がある。オリエンテーションコースは100単位時間であり、この中でドイツの歴史、文化、政治システムについて学ぶ。受講内容については連邦移民難民庁によるカリキュラムが設定されている。受講者はオリエンテーションコースの最後に試験「ドイツでの生活（Leben in Deutschland）」を受ける。33設問中15問以上に正答すると合格できる。 費用負担についてはインテグレーションコースの枠組みにあるため、語学コースと同じ。	ニューカマー外国人向けの生活オリエンテーションとしては、言語教育と同様、共和国統合契約に、契約者全員の必修研修として市民研修が設けられている（前身の受入れ統合契約でも同様）。費用は国家負担であり、受講者による費用負担はない。 同制度の法的根拠はC E S E D A（「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典」）である。 共和国統合契約では、同研修は全ての契約者に受講が義務づけられている。テーマは、1）フランスの概要（地理、歴史、生活習慣、社会に通底する諸原則及び諸価値等）の紹介、2）医療・健康、3）雇用、4）親向けの情報、5）住居の5テーマである。 市民研修の制度としての運営主体はフランス移民統合局である。実際の研修担当機関は、同局が選定し、公共契約を結んだ業務請負機関となり、特設別途の認定制度の存在はみられない。	イネイブルサービス（「できるようにする」サービス）として、以下がある。 1 ワークショップ等での情報・相談提供 2 ガイドブック等による情報提供 3 個別の対象者支援（支援のカスタマイズ、支援計画の作成、サービス紹介、フォローアップ）  このほか、通訳・翻訳サービス（言語・文化）、銀行、買い物、英語の習得、交通手段、各種のコミュニティサービスの利用など、ニューカマーの日常生活への対応をきめ細かくサポートし、社会統合を進める。	技術移民においては、オーストラリア入国後すぐに就労し、定住できる英語力、技術、経験等をもとにビザを発給しているため、セトルメントサービスは主に人道的入国者を対象に提供されている。 人道的入国者に対しては、入国時の出迎え、短期宿泊、専門家の紹介、コミュニティグループの紹介、就業支援等を含むセトルメントサービスが提供されている。 英語が話せなくても各種ソーシャルサービスを受けられるように、外国人に対し、翻訳・通訳サービスが提供されている。	「在韓外国人処遇基本法」と「多文化家族支援法」においては、在韓外国人が生活するために必要な社会適応教育、職業教育訓練及び言語コミュニケーション能力向上のため韓国語教育などを受けられるように生活情報を提供し、教育を支援することを明示している。	
7. 外国人に対する情報発信	行政機関による多言語での行政情報発信の有無	有	有 ※ただし、基本はフランス語による発信である。	有	有	有	
	行政機関における主な情報発信の媒体・方法	連邦移民難民庁HP（移民を対象とした制度全般を提供） ポータルサイト「Make it in Germany」（移住に関する包括的な情報とアドバイスを提供） 連邦雇用庁のポータルサイト（就労・生活に関する情報を提供） 携帯アプリ「Ankommen」（移民難民向けの情報を提供） 携帯アプリ「mbeon」（移民難民向けのコンテンツ、相談員とのチャットによる無料相談を提供）	内務省HP（同省所管プログラム情報、医療アクセスのための基本情報を提供） 移民統合局HP（帰国者向けの情報を提供） オンライン講座「フランスでの生活と雇用のアクセス」（フランスにおける組織や社会の仕組みに関する情報を提供） 小冊子「市民手帳」（帰化希望者向けに、フランスの歴史等をまとめた情報を掲載） 携帯アプリ「共和国統合契約市民研修」（共和国統合契約における市民研修の内容を深める目的で内務省が作成）	連邦発行の冊子「Welcome」（生活に関する情報を発信。インターネット上で、PDFで公開もしている。） 各州の移民担当部局も同様に、州における生活関連情報を発信している。 例：オンタリオ州ポータルサイト「Settlement.Org」（同州で利用可能なサービス、生活情報を提供） プリディッシュコロンビア州ポータルサイト「WelcomeBC」（同州で利用できるサービス、生活に関する情報を提供）	政府機関「Services Australia」が、国民に対する福祉・医療サービスの情報提供のほかに、移民や難民に対する情報を発信（支援、翻訳サービス等のリンクを掲載） 政府発行の冊子「オーストラリアで生活を始める」（生活を行う上で必要な情報やウェブサイトのリンクがまとめられている。）	多文化家族支援ポータルサイト「ダヌリ」（韓国生活情報、学習情報、全国多文化家族支援センター情報等を発信、アプリでも情報を提供している。） 毎年発行「韓国生活ガイドブック」（多文化家族・外国人生活案内書とされ、全国多文化家族支援センター等で閲覧できる。「ダヌリ」公式アプリでもダウンロード可）	
	国及び州が策定する外国人に対する情報発信のためのガイドラインの有無	無	無	無	有 ※連邦政府は政府機関向けに「多文化言語サービスガイドライン」を発行。	無	
	国及び州による自治体等への情報発信に関する体制整備のための支援の有無	無	無	有 ※連邦と市町村との間のLocal Immigration Partnership合意のみ確認。	有 ※内務省が多文化主義を推進する地域団体に助成金を提供。	無 ※具体的な支援予算額は明記されていないが、2018～2022年の間では、外国人政策に年間約1兆1,413億ウォンが推計されている。	
	外国人が正しい情報を直接受け取ることができる仕組み	有 ※行政機関が主導する仕組みは確認できない。民間レベル(例えば移民を対象としたテレビ、ラジオ放送など)でのみ確認。	有 ※行政機関が主導する仕組みは確認できないが、移民・難民・外国人支援を行うアンサンションが外国人に情報発信を行っている。	有 ※支援団体による情報発信が豊富。	有	有 ※内務省、社会サービス省、「Services Australia」はYoutubeに公式チャンネルを開設し情報発信をしている。	有 ※外国人コミュニティ、各自治体のHP、ポータルサイト「ダヌリ」を通じて情報を発信している。
	概要	行政機関の外国語での情報、サービス提供は任意であり、義務ではない。例えば連邦、州の公共機関のホームページなどを見ても、提供される外国語数は一致しておらず、また内容もドイツ語版と同等ではない。 ドイツの行政機関における公用語は連邦、州でも「ドイツ語」と法的に決められている。行政手続法(Verwaltungsverfahrensgesetz)第23条1項により、ドイツの行政での公用語はドイツ語とされている。 「優しい言葉」はやさしい言葉は「障害者平等法(Behindertengleichstellungsgesetz)」の第11条1項にて公的機関での使用が義務付けられている。しかし、これは外国人を対象としたものではなく、バリアフリー施策の一部である。 連邦雇用庁、ゲーテ・インスティトゥート、バイエルン放送局が共同で開発した携帯アプリ「Ankommen」、連邦移民難民庁による移民相談と連動した携帯アプリの携帯アプリ「mbeon」などが情報発信と相談受付に活用されている。	国及び地方の行政機関では、「外国人向け」と、対象を限定した情報発信は非常に限られている。確認できるものとしては、内務省がウェブサイト上で公開している、公的統合政策関連のパンフレットや、フランス語又は市民研修のオンライン動画講座やアプリが存在する。 近年一部多言語発信の取組も見られるものの、一般的に、公的機関の情報発信言語はフランス語のみとなっている。	上記カナダ多文化法、市民権法、人権法を根拠に、ニューカマーに「情報に基づいた意思決定」を可能にすることを柱とする。 情報発信の形態は、縦割りではなく、連邦、州、自治体と、これらの助成する支援団体、独立の支援団体が連携し、それぞれの情報を含め、あるいは補いあう形で、情報の発信を行っている。 発信媒体は物理的には、連邦は行政窓口であるサービスカナダ、州や自治体はそれぞれの定住プログラムを扱う部署又は州立の定住支援機関、NGOによる支援団体オフィス このほか、それぞれのウェブ、電話対応、オンライン相談などがある。	移民向けに「オーストラリアで生活を始める」という冊子が作成、配布されている。この冊子には生活に必要な税金や銀行、教育、健康、医療、交通、英語、法律、住まいに関する情報がまとめられており、39の言語に翻訳されている。 各州にも多文化主義を推進する機関が存在し、通訳、翻訳サービス等を提供している。 各都市においては、図書館に多数の言語での書籍を取り揃えている。 オーストラリアにおいては、共生社会を推進する非営利団体が多く存在する。	韓国では、2009年4月にサービスを開始した多文化家族支援ポータルサイト「ダヌリ」を通じて多言語で行政情報の発信を行っている。 韓国生活情報、学習情報、全国多文化家族支援センター情報、資料室、多文化ニュースなど多様な情報を13か国語（韓国語、英語、中国語、ベトナム語、日本語、タガログ語（フィリピン）語、クメール（カンボジア）語、ウズベク語、ラオス語、ロシア語、タイ語、モンゴル語、ネパール語）で提供している。	

## 諸外国における外国人との共生に係る制度等 国別概要書（ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリア、韓国）

項目	ドイツの概要	フランスの概要	カナダの概要	オーストラリアの概要	韓国の概要
行政機関が運営する外国人向け相談窓口の設置の有無	有	無	有	無	有 ※行政機関が運営する外国人向け相談窓口「外国人総合案内センター」がある。
行政機関における主な相談対応の手段	<p>入国から3年未満で27歳以上の成人移民者を対象とした相談サービス「成人向け移民相談（MBE）」を2005年から提供している。移民相談の法的根拠は、在留法（第45条）にあり、連邦内務省が管轄する。</p> <p>同じく、在留法第45条に基づく移民に特化した相談サービスとして、12歳から27歳までの移民に対しては相談窓口「青少年移民サービス（JMD）」が設けられている。連邦家族省が管轄する。</p> <p>設置の法的根拠はないが連邦各州が、政策プログラムで設置する相談所などがある。例：連邦労働社会省「フェアモビリティ」と「フェアインテグレーション」、連邦家族省「移民家庭の親を支援する強化ネットワーク」、プログラム「職場に強い。移民を背景とする母親の労働市場参入」など。</p>	無	対面、電話、オンラインで受け付けている。	英語が話せない人でもオーストラリア国内の各種ソーシャルサービスを受けられるよう各種言語による無料の翻訳・通訳サービスが提供されている。	外国人は電話又は電子通信網を利用して外国人総合案内センターを通じて出入国・外国人政策本部所管業務を中心に外国人の韓国社会適応に必要な行政及び生活関連多言語総合相談・案内を受けることができる。
行政機関が運営する外国人向け相談窓口における対応言語数、翻訳・通訳体制	MBEの対応で設けられるべき言語数、また翻訳・通訳体制は必須化されていない。 移民制度の中で通訳が用いられるのは難民受入れ時の徴収時のみ。	無	原則として、公用語（英語及び仏語）である。相談者には、身内、友人か、私費による通訳者を随伴する必要があるが、通訳・翻訳サービスや、聴覚者向けの通訳を担う支援団体がその役割を担うことも多い。	TIS Nationalが提供する無料の翻訳・通訳サービスは方言を含む160以上の言語に対応している。	20言語（韓国語、英語、中国語、日本語、ベトナム語、タイ語、モンゴル語、インディ・マレー語、フランス語、バングラデシュ語、パキスタン語、ロシア語、ネパール語、ドイツ語、カンボジア語、ミャンマー語、スペイン語、フィリピン語、アラビア語、スリランカ語）
翻訳人・通訳人を育成する公的制度の有無	有 ※大学などの高等教育機関で通訳・翻訳学科を出ていること。	無	無	無 ※大学にて認定コースが提供されている。	無
国及び州による自治体等への相談体制整備に関する支援の有無	無	無	有	無	有 ※第3次外国人政策基本計画（2018年～2022年）によると、2021年所要予算規模は中央行政機関4,695億ウォン、地方自治体1,152億ウォン総5,847億ウォンである。この予算は統合支援であって具体的な支援分野が分離できない予算を含む総額である。
相談者の困り事を解決するための外国人相談窓口と他機関との連携状況	連邦移民難民庁の職員で地域コーディネーターが、MBE実施団体、インテグレーションコース実施者などをコーディネートする。	無	自治体レベルでは、連邦とのLocal Immigration Partnership合意により作業グループが組織され、自治体内の支援機関による活動の連携を調整している。 （参考：支援機関には、行政サービスも含む連邦の助成する支援機関、州の助成機関、自治体の助成機関、企業の出資する支援機関、民族や宗教由来その他の独立支援機関がある。）	外国人に特化した相談窓口は存在しない。各種相談窓口については、冊子「オーストラリアで生活を始める」にまとめられている。英語が十分に話せない外国人は、通訳サービスに電話をし、問い合わせ先の機関を伝えることで、通訳を介して相談や問い合わせを行うことができるようになっている。	外国人政策に関する事業の一部について、外国人民願サービス業務を遂行するために電話又は電子民願窓口を一定要件を備えた非営利法人又は非営利団体に委託することができ、国は、その委託した事業遂行にかかる費用の一部を支援したり、その他必要な支援をすることができる。
概要	<p>入国から3年未満で27歳以上の成人移民者を対象とした相談サービス「成人向け移民相談（MBE）」を2005年から提供している（在留法第45条）。</p> <p>MBE連邦移民難民庁が施策と実施の監視を担当し、同庁が委託する6つの連邦任意社会福祉連合が実施する。連邦任意社会福祉連合とはカトリック協会カリタス連盟(DCV)、労働者福祉事業団(AWO)、ドイツ赤十字(DRK)、ドイツユダヤ人福祉事業団(ZWST)、ドイツ諸宗派福祉事業連盟(Parität)、プロテスタント教会ディアコニー連盟(Diakonie)である。MBEは全国に約565箇所ある。</p> <p>これらの実施主体は「MBEの実施に係る助成ガイドライン」に基づく連邦内務省からの助成を受ける。</p> <p>インテグレーションコースを補完するものとして位置づけられており、ドイツ語コース、労働、住居、健康、子どもの保育・就学などの日常生活に関する相談をカウンセラーとの一対一の対面で受け付けている。</p> <p>またケースマネジメントと呼ばれる個人に合わせたカウンセリングが行われる。書面による支援計画と相談者の間で目標合意、いわゆる「インテグレーション合意」を行い、各個人のインテグレーションプロセスを伴走する。</p> <p>12歳から27歳までの移民に対しては相談窓口「青少年移民サービス（JMD）」が設けられている（在留法第45条）。実施主体はMBEと同じで、約500箇所ある。管轄省庁は連邦家族省である。</p> <p>法的な根拠がある相談体制は上記のMBEとJMDのみである。この他にも例えば、連邦経済省、連邦家族省、連邦雇用庁などがそれぞれの施策の一環として、相談機会を設けている。</p>	<p>国及び地方の行政機関においては、外国人を特別に対象とした総合的な相談窓口の設置は確認できない。</p> <p>これは、公的機関による情報発信の取組の少なさと同様、1）移民国としての歴史の長さから、コミュニティによる相互援助が期待できるほか、民間の非営利組織による援助も積極的に行われていること、2）外国人であっても、個々人の問題は、「外国人が抱える問題」として別個に切り離さず、一般及び全体向けの支援枠組みに包摂する形で取り扱う傾向が強いことが挙げられる。</p>	上記カナダ多文化法を根拠に、連邦、州、自治体や、これらの助成する支援団体、独立の支援団体が、支援ネットワークを形成して、ニューカマーの困りごとに対応する。 相談の方法は、対面、電話、オンライン形式	オーストラリアにおいては、特に外国人に対する一元化された相談窓口が存在するのではなく、外国人がオーストラリア人と同様のサービスを問題なく受けられるよう、英語が話せない人向けに通訳サービスが提供されている。各種サービスを受けの際に、TIS Nationalに電話をし、オペレーターに希望する言語を伝えると通訳人が手配される。 緊急サービスや各種サービスの問い合わせ先や相談窓口は、冊子「オーストラリアで生活を始める」にまとめられている。	韓国の場合、行政機関が運営する外国人向け相談窓口「外国人総合案内センター」がある。「在韓外国人処遇基本法」第11条に基づき、在韓外国人は大韓民国で生活するために必要な基本的素養と知識に関する教育・情報提供及び相談等の支援を受けることができ、「在韓外国人処遇基本法」第20条第2項及び「在韓外国人処遇基本法施行令」第16条に基づき在韓外国人と大韓民国に滞在する外国人は、電話又は電子通信網を利用して外国人総合案内センターを通じて出入国・外国人政策本部所管業務を中心に外国人の韓国社会適応に必要な行政及び生活関連多言語総合相談・案内を受けることができる。全てのサービスは無料支援を原則とする。

## 諸外国における外国人との共生に係る制度等 国別概要書（ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリア、韓国）

項目	ドイツの概要	フランスの概要	カナダの概要	オーストラリアの概要	韓国の概要
外国人の困り事を解決するための支援をする専門人材の有無	有	無	無 ※支援機関のスタッフは総称して定住支援ワーカーと呼ばれている。	無	有 ※一部の自治体は外国人住民支援専門相談士（外国人労働者向けのサービスを提供する専門家養成課程：ソウル市外国人住民マスタープランより）の育成課程を設けている。
専門人材の業務内容	MBE/JMDの相談員（連邦任意社会福祉連合の職員、嘱託職員）がインテグレーションコースを受講する移民一人ひとりに対して、ケースマネジメント（個人の支援プラン）を作成し、その到達度をチェックしつつ、問題の解決を同時に行っている。	無	ニューカマーの社会統合を妨げる障壁を取り除くこと。ニューカマーのニーズと問題を評価するための情報を収集し、特定されたニーズを満たすための行動計画を策定し、実施する、または、利用可能なリソースを提示し、支援を行う、または各種支援機関に繋ぐこと。	特に外国人の困り事に特化して解決の支援を行う専門人材は存在しないが、社会福祉士（ソーシャルワーカー）が、オーストラリアに居住する全ての人を対象に病気、高齢、障害、貧困等の問題を抱える人々への包括的援助を提供している。	多様な言語相談サービスをはじめ、法律、労務、不動産分野の専門相談サービスを提供している。
専門人材の活動場所	MBE/JMD内にて活動。 民間レベルでの有資格者を含めれば、雇用庁管轄のジョブセンター職員、インテグレーションコースのドイツ語講師、外国人局などの職員、移民の資格認定に係る商工会議所の職員、学校のソーシャルワーカーなど、外国人との接触機会が多い場所。ただし、これらの職場が義務的に配置するものはない。	無	政府機関、学校、公共図書館、コミュニティセンター、ニューカマーセンターや、企業その他の支援機関。	社会福祉士は、政府組織、非政府組織、病院や地域の保険センター、学校、家族支援サービス、児童保護、及び早期介入プログラム、雇用サービス、精神衛生サービス、住宅供給等、様々な組織で活動している。	外国人支援施設（ダヌリコールセンター、多文化家族支援センター、外国人労働者支援センター、グローバルセンターなど）で活動。
専門人材の育成制度等	民間の職業専門学校が開講している独自研修プログラムで、公的なものではない。 民間レベルの育成制度では、カリキュラムは研修主催者に任されており、インテグレーションに関わる法的な基礎知識、異文化に関する情報や知識、インテグレーションカウンセリング時の対応策などを学ぶ。	外国人支援に特化し、その役割のみを全般的に担うような専門職の存在も確認できない。ただし、ソーシャルワーカーが外国人、移民、難民といったバックグラウンドのある人々の支援に注力し、それをキャリアの専門性とするものはあるものと考えられる。	資格制度や公的機関による認定制度はない。	Australian Association of Social Workers (AAWS) が認可した大学、或いは大学院での社会福祉のコースが提供されている。 特に外国人の困り事に特化して解決の支援を行う専門人材は存在しない。社会福祉士がオーストラリアに居住する全ての人を対象に、様々な問題への支援を行っているほか、各種機関が相談窓口を運営している。英語が話せない人については、TIS Nationalが提供する通訳サービスを通じてこうしたサービスが利用できるよになっている。	2018年から外国人を対象にした住民相談員教育を実施。 一部の自治体は外国人住民支援専門相談士の育成に取り組んでいる。